

問1 児童福祉法改正後の、貴自治体の子ども家庭福祉相談体制の変化についてお尋ねします。

1) 改正後、貴自治体の子ども家庭福祉相談体制にはどのような変化がありましたか。あてはまるものひとつに○をおつけください。

1. 改正によって、良い変化があった。 ⇒ 2) へお進みください
2. 改正後も以前と変化はない。 ⇒ 問2へお進みください
3. 改正によって、悪い変化があった。 ⇒ 3) へお進みください
4. その他 ⇒ 問2へお進みください

2) 「良い変化があった」とお答えの方は、どのような変化ですか。具体的にご記入ください。

3) 「悪い変化があった」とお答えの方は、どのような変化ですか。具体的にご記入ください。

問2 別刷資料1ページの表1「自治体内の機関・施設との連携」は、昨年度ご回答いただいた調査の結果です。

1) 調査結果を見て、何か感じられることがありますか。ご自由にご記入ください。

2) 児童福祉法改正後の連携の状況について、何か困っていることがあれば教えてください。

3) 現在、貴自治体と関連機関・施設などとの連携はどのような状況ですか。児童福祉法改正後の連携の機会の増減について、それぞれあてはまるものひとつに○をおつけください。

	児童福祉法改正後の連携の機会		
	1. 増えた	2. 減った	3. 変化なし
児童相談所	1	2	3
家庭児童相談室	1	2	3
乳児院・児童養護施設	1	2	3
母子生活支援施設・助産施設	1	2	3
認可保育所	1	2	3
→ うち、地域子育て支援センター	1	2	3
児童館・児童遊園	1	2	3
障害児関係の福祉施設	1	2	3
その他の児童福祉施設	1	2	3
児童家庭支援センター	1	2	3
つどいの広場事業	1	2	3
保健所・保健センター	1	2	3
子どもの福祉に関する相談に応じる医療機関	1	2	3
民間の子どもの福祉に関する相談に応じる機関	1	2	3
子どもの福祉に関する相談に応じるNPO	1	2	3

問3 別刷資料2ページの表2「市町村委譲の適切性」は、子ども家庭福祉に関する相談・支援について、市町村での対応が適切であるかどうか、昨年度ご回答いただいた調査の結果です。この表を見て、何かお感じの点があればご自由にご記入ください。

問4 別刷資料3ページの表3「市町村委譲の可能性」は、子どもと家庭に関する相談・支援について、市町村での対応が可能であるかどうか、昨年度ご回答いただいた調査の結果です。

1) この表を見て、何かお感じの点があればご自由にご記入ください。

2) 「条件によってはできる」とお答えいただいた項目について「条件」とはどのようなことですか。具体的にご記入ください。

3) 「できない」とお答えいただいた項目について、その理由をお聞かせください。

問5 貴自治体における子ども家庭福祉相談の状況について、どのように感じておられますか。それぞれあてはまるものひとつに○をおつけください。

	1 できて いる	2 なんとか できて いる	3 あまり できて いない	4 ほとんど できて いない	5 そのよう な事例 がない
相談支援に関する情報収集	1	2	3	4	5
相談支援に関する情報提供・発信	1	2	3	4	5
障害相談・援助（軽度）	1	2	3	4	5
障害相談・援助（重度）	1	2	3	4	5
育成相談・援助（軽度）	1	2	3	4	5
育成相談・援助（重度）	1	2	3	4	5
虐待以外の養護相談・援助（軽度）	1	2	3	4	5
虐待以外の養護相談・援助（重度）	1	2	3	4	5
虐待相談・援助（軽度）	1	2	3	4	5
虐待相談・援助（重度）	1	2	3	4	5
非行相談・援助（軽度）	1	2	3	4	5
非行相談・援助（重度）	1	2	3	4	5
保健相談・援助（軽度）	1	2	3	4	5
保健相談・援助（重度）	1	2	3	4	5
虐待の通告先	1	2	3	4	5
立ち入り調査	1	2	3	4	5
職権一時保護	1	2	3	4	5
28条申立	1	2	3	4	5
一時保護	1	2	3	4	5
判定	1	2	3	4	5
専門的継続的支援	1	2	3	4	5
援助終結後のフォローアップ	1	2	3	4	5
心理療法	1	2	3	4	5
施設入所措置	1	2	3	4	5
里親認定・登録	1	2	3	4	5
里親委託	1	2	3	4	5
里親への指導	1	2	3	4	5
潜在ケースの発掘	1	2	3	4	5

問6 子ども家庭福祉相談に関して、貴自治体で今もっとも困っていらっしゃることは何ですか。具体的にご記入ください。

問7 要保護児童対策地域協議会および児童虐待防止ネットワーク会議についてお尋ねします。

1) 設置状況はどのようになっていますか。あてはまるものひとつに○をおつけください。

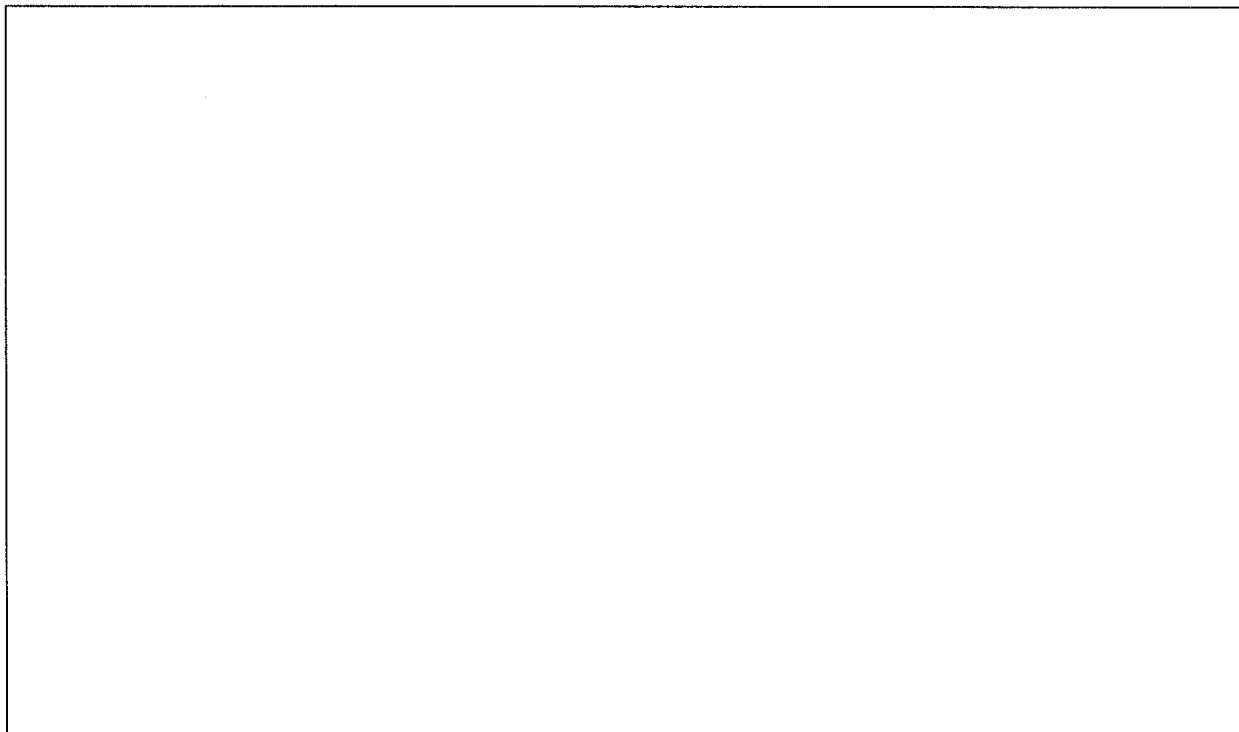
1. 児童虐待防止ネットワーク会議を要保護児童対策地域協議会に組みかえた。  
→ 2) にお進みください。
2. 児童虐待防止ネットワーク会議に加え、要保護児童対策地域協議会を別途設置した。  
→ 2) にお進みください。
3. 児童虐待防止ネットワーク会議のままで対応している。 → 3) にお進みください。
4. 児童虐待防止ネットワーク会議は設置していなかったので、要保護児童対策地域協議会を新たに設置した。 → 2) にお進みください。
5. 要保護児童対策地域協議会の設置を検討中である。 → 6) にお進みください。
6. 要保護児童対策地域協議会の設置は特に考えていない。 → 7) にお進みください。
7. その他（具体的に： ）  
→ 問8へお進みください。

2) 要保護児童対策地域協議会を設置する際に問題になった点があれば、ご自由にご記入ください。



→ 4) へお進みください。

3) 児童虐待防止ネットワーク会議のままで対応し、要保護児童対策地域協議会に移行しておられない理由について、ご自由にご記入ください。



4) それぞれの会議をどのように評価しておられますか。あてはまるものひとつに○をおつけください。

- |                |   |             |
|----------------|---|-------------|
| 1. よく機能している    | } | 問8にお進みください。 |
| 2. まあまあ機能している  |   | 5)にお進みください。 |
| 3. あまり機能していない  | } |             |
| 4. ほとんど機能していない |   |             |

5) 「あまり機能していない」「ほとんど機能していない」と評価される理由を教えてください。

→ 問8へお進みください。

6) 検討の際に課題となっていることがありましたら教えてください。

→ 問8へお進みください。

7) 設置を考えておられない理由を教えてください。

→ 問8へお進みください。

問8 今後の子ども家庭福祉相談体制についてお尋ねします。

本研究チームでは、今後の体制について、別刷資料4ページの表4に示す、4つのモデルを検討していますが、これらのモデルについてのご意見をお聞かせください。

1) モデルI～IVのうち、どのモデルがもっとも良いとお考えですか。あてはまるものひとつに○をおつけください。

- |                  |                 |
|------------------|-----------------|
| 1. モデルIがもっとも良い   | 2. モデルIIがもっとも良い |
| 3. モデルIIIがもっとも良い | 4. モデルIVがもっとも良い |
| 5. わからない         |                 |
| 6. その他（具体的に：     | ）               |

2) 前問で、そのモデルを選択した理由は何ですか。その理由を具体的にご記入ください。

3) 1)で選択したモデルを実施していく際に、配慮すべきことは何だとお考えですか。ご自由にご記入ください。

4) 子ども家庭福祉相談に関する「調査」について、市町村ができるとお考えのものはどれですか。あてはまるものすべてに○をおつけください。

- |                       |                         |
|-----------------------|-------------------------|
| 1. 地域周辺情報調査の必要性の判断    | 2. 地域周辺情報調査を市町村単独で実施    |
| 3. 当事者への任意訪問調査の必要性の判断 | 4. 当事者への任意訪問調査を市町村単独で実施 |
| 5. 立入調査の必要性の判断        | 6. 立入調査の児童相談所への依頼       |
| 7. 児童相談所の立入調査への支援     | 8. 立入調査を市町村単独で実施        |
| 9. 緊急身柄確保の必要性の判断      | 10. 緊急身柄確保の児童相談所への依頼    |
| 11. 児童相談所の緊急身柄確保への支援  | 12. 緊急身柄確保を市町村単独で実施     |
| 13. その他（具体的に：         | ）                       |

5) 子ども家庭福祉相談に関する「社会診断・判定」について、市町村ができるとお考えのものはどれですか。あてはまるものすべてに○をおつけください。

- |                        |                       |
|------------------------|-----------------------|
| 1. 相談内容の一時診断           | 2. リスクアセスメントを児童相談所に依頼 |
| 3. 児童相談所のリスクアセスメントへの支援 | 4. リスクアセスメントを市町村単独で実施 |
| 5. 判定を児童相談所に依頼         | 6. 児童相談所の判定への支援       |
| 7. 判定を市町村単独で実施         | 8. 法的対応の必要性の判断        |
| 9. 法的対応は必要ではない困難ケースの判断 |                       |
| 10. その他（具体的に：          | ）                     |

6) 子ども家庭福祉相談に関する「初期のケースマネジメント」について、市町村ができるとお考えのものはどれですか。あてはまるものすべてに○をおつけください。

1. 市町村単独で、すべてのケースのマネジメントが可能
2. 市町村単独で、養護ケース以外はマネジメントが可能
3. すべてのケースのマネジメントは、児童相談所がおこなうのが良い
4. すべてのケースについて、児童相談所のＳＶを受けながらマネジメントが可能
5. 養護ケース以外は、児童相談所のＳＶを受けながらマネジメントが可能
6. その他（具体的に：）

7) 児童相談所のスーパービジョンの必要性について、貴市町村のお考えはどれですか。あてはまるものひとつに○をおつけください。

1. すべてのケースについて、児童相談所のスーパービジョンが定期的に必要である。
2. すべてのケースには必要ないが、児童相談所のスーパービジョンが定期的に必要である。
3. 必要に応じて、不定期的に児童相談所のスーパービジョンが必要である。
4. 児童相談所のスーパービジョンがなくとも、役割分担が明確であれば市町村で対応できる。
5. その他（具体的に：）

問9. 今後の子ども家庭福祉相談に関する相談体制について、配慮すべきことは何だとお考えですか。自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

## 6. 別刷資料

表 1 自治体内の機関・施設との連携

(%)

	している	していない	できない	無回答
児童相談所	66.8	0.8	0.8	31.5
家庭児童相談室	36.9	11.0	3.4	48.7
乳児院・児童養護施設	34.9	16.3	2.8	45.9
母子生活支援施設・助産施設	32.4	16.1	2.8	48.7
認可保育所	85.1	1.4	0.8	12.7
→ うち、地域子育て支援センター	56.3	5.9	3.9	33.8
児童館・児童遊園	51.5	8.7	4.5	35.2
障害児関係の福祉施設	46.8	8.2	.8	42.3
その他の児童福祉施設	14.9	15.5	5.6	63.9
児童家庭支援センター	6.5	17.7	7.0	68.7
つどいの広場事業	13.0	16.9	7.9	62.3
保健所・保健センター	76.6	2.5	1.4	19.4
子どもの福祉に関する相談に応じる医療機関	18.9	11.5	7.0	62.5
民間の子どもの福祉に関する相談に応じる機関	6.5	15.2	7.3	7.0
子どもの福祉に関する相談に応じるNPO	2.5	3.7	1.1	92.7

表2 市町村委譲の適切性

(%)

	適 切	どちらともいえない	不適切	わからぬ	N A
相談支援に関する情報収集	53.5	30.4	5.1	3.7	7.3
相談支援に関する情報提供・発信	53.2	29.6	6.2	3.4	7.6
障害相談・援助（軽度）	40.6	39.7	7.6	4.2	7.9
障害相談・援助（重度）	17.7	42.3	26.5	5.9	7.6
育成相談・援助（軽度）	40.8	37.7	7.9	4.2	9.3
育成相談・援助（重度）	15.8	42.0	26.2	5.9	10.1
虐待以外の養護相談・援助（軽度）	41.4	39.7	5.9	5.4	7.6
虐待以外の養護相談・援助（重度）	15.5	44.5	24.5	7.6	7.9
虐待相談・援助（軽度）	38.0	40.3	10.4	4.2	7.0
虐待相談・援助（重度）	9.6	37.5	39.2	6.8	7.0
非行相談・援助（軽度）	28.5	42.3	11.3	8.2	9.9
非行相談・援助（重度）	7.9	38.0	33.5	10.1	10.4
保健相談・援助（軽度）	57.5	29.0	2.3	2.5	8.7
保健相談・援助（重度）	32.1	36.1	18.0	4.8	9.0
虐待の通告先	36.1	31.5	15.8	7.3	9.3
立ち入り調査	3.4	30.7	43.1	11.8	11.0
職権一時保護	3.1	19.	53.0	14.6	10.1
28条申立	2.5	18.3	46.8	19.2	13.2
一時保護	2.5	19.7	54.6	13.2	9.9
判定	2.0	16.6	60.3	13.5	7.6
専門的継続的支援	5.9	29.3	43.7	13.5	7.6
援助終結後のフォローアップ	20.3	37.5	21.7	12.1	8.5
心理療法	2.3	17.5	57.5	14.4	8.5
施設入所措置	12.1	29.0	39.2	9.3	10.4
里親認定・登録	7.0	25.1	43.1	15.2	9.6
里親委託	6.2	25.6	43.4	15.2	9.6
里親への指導	3.7	25.4	45.6	15.5	9.9
潜在ケースの発掘	25.9	36.9	13.2	13.8	10.1

表3 市町村委譲の可能性

(%)

	できる	条件によつてできる	できない	わからぬ	N/A
相談支援に関する情報収集	40.0	42.8	4.2	4.2	8.7
相談支援に関する情報提供・発信	38.9	43.4	3.9	4.5	9.3
障害相談・援助（軽度）	30.4	45.6	7.0	7.0	9.9
障害相談・援助（重度）	11.0	43.9	24.5	10.7	9.9
育成相談・援助（軽度）	30.4	41.7	7.0	9.6	11.3
育成相談・援助（重度）	10.1	42.3	23.7	11.8	11.8
虐待以外の養護相談・援助（軽度）	29.3	45.6	6.5	9.0	9.6
虐待以外の養護相談・援助（重度）	9.9	42.3	23.9	14.4	9.6
虐待相談・援助（軽度）	27.9	45.9	9.6	7.9	8.7
虐待相談・援助（重度）	5.4	35.2	38.9	11.8	8.7
非行相談・援助（軽度）	22.0	41.4	11.8	13.8	11.0
非行相談・援助（重度）	4.5	32.7	36.3	15.8	10.7
保健相談・援助（軽度）	47.6	34.6	2.8	5.4	9.6
保健相談・援助（重度）	24.2	37.7	18.9	39.3	9.9
虐待の通告先	31.5	32.4	13.8	11.8	10.4
立ち入り調査	2.3	24.8	43.9	17.7	11.3
職権一時保護	2.0	11.8	56.6	18.0	11.5
28条申立	1.7	11.8	49.9	22.0	14.6
一時保護	2.0	12.1	60.3	15.5	10.1
判定	2.0	12.1	59.7	17.2	9.0
専門的継続的支援	3.4	24.2	47.3	16.3	8.7
援助終結後のフォローアップ	11.3	39.4	23.1	16.9	9.3
心理療法	2.5	10.4	60.8	16.9	9.3
施設入所措置	9.0	24.8	41.4	14.4	10.4
里親認定・登録	4.8	17.7	45.9	21.7	9.9
里親委託	3.7	18.9	46.2	21.4	9.9
里親への指導	2.5	18.6	47.0	21.7	10.1
潜在ケースの発掘	14.4	38.3	14.1	21.4	11.8

表4 今後の子ども家庭福祉相談体制の4モデル

**モデルⅠ 「児童相談所重視型モデル」**

⇒ 児童相談所を相談中核機関として強化するとともに、地域のさまざまな既存の相談機関窓口（家庭児童相談室、保健センター、公立保育所地域子育て支援センター、母子生活支援施設など）も並行して活用する。市町村対応は、「相談受理」「調査」「社会診断・判定」「初期マネジメント」すべてにおいて、レベルⅠ（下表「求められる市町村対応レベル」を参照）が求められる。

**モデルⅡ：「市町村機関重視モデル」**

⇒ 市町村の相談機関の機能を強化し、相談受理を市町村窓口のみでおこなう（一定の実務経験のある家庭児童相談室や、市レベルの新たな機関設置により）。市町村対応は、「相談受理」「初期マネジメント」についてはレベルⅡ、「調査」「社会診断・判定」についてはレベルⅠが求められる。

**モデルⅢ：「市町村ベースモデル」**

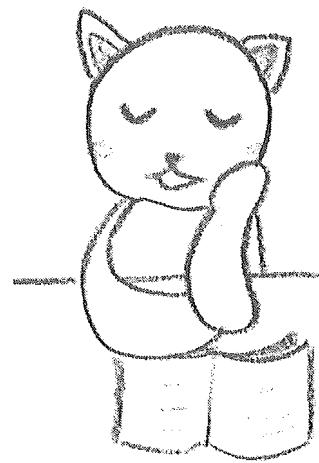
⇒ 市町村の相談機関（相当の実務経験のある家庭児童相談室等）が、中核的役割を担う。市町村対応は、「相談受理」「調査」「社会診断・判定」「初期マネジメント」すべてにおいて、レベルⅡが求められる。

**モデルⅣ：「要保護児童対策地域協議会を活用した連携モデル」**

⇒ 都道府県児童相談所が24時間体制の一本化された相談窓口（ホットラインの役割）となる。都道府県以外の児童相談所は、相談窓口を持たずに、中央児童相談所から送られたケースのうち、法的対応の必要なものは中央児童相談所に送致し市町村と協力体制を確立する。法的対応の必要がないケースは、市町村と協働しながら対応していく。非行・虐待・施設措置ケースは児童相談所が、在宅見守りケースは市町村相談機関が、それぞれマネジメントに責任をもち、都道府県と市町村をつなぐ役割として、要保護児童対策地域協議会を活用する。

【求められる市町村対応レベル】

レベル	相談受理	調査	社会診断・判定	初期のケースマネジメント
I	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所の相談窓口と並行して市町村にも窓口を設置</li> <li>・市町村受付ケースは、定期的に児童相談所に報告し精査されSVを受ける</li> <li>・児童相談所受付ケースは、精査のうえ市町村が委託を受ける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域周辺情報調査をおこなう</li> <li>・当事者への任意訪問調査をおこなう</li> <li>・立入調査の必要性判断は児童相談所に仰いでつなぐ</li> <li>・緊急の身柄確保について児童相談所に仰いでつなぐ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談内容の一時診断をする</li> <li>・リスクの正確なアセスメントを児童相談所に依頼する</li> <li>・判定の必要性を児童相談所の判断にゆだねる</li> <li>・法的対応も含めて対応困難なケースを児童相談所の判断にゆだねる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養護ケースと判断された以上の領域は児童相談所に送致する</li> <li>・任意介入ケースを取り扱い援助のマネジメントを担う</li> <li>・逐一児童相談所のSVを受けながら対応していく</li> </ul>
II	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村窓口のみで運営する</li> <li>・一定のケース分担が、都道府県と市町村で規定されていて、それにしたがい児童相談所に送致する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立入調査の必要性の判断をおこない、児童相談所に発動を依頼する</li> <li>・緊急の身柄確保体制を支援する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談内容を判断し確定する</li> <li>・リスクアセスメントをおこなう</li> <li>・判定の必要性を判断し、児童相談所に依頼する</li> <li>・法的対応の必要性の判断を児童相談所にゆだねる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養護ケースでも当面施設入所で様子を見るケースは隨時児童相談所のSVを受けながらマネジメントする</li> <li>・緊急保護、立入調査ケースのマネジメントに参画する</li> </ul>



## 子ども家庭福祉における相談体制のあり方に関する研究

平成17年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究事業）

発 行 日 : 平成18（2006）年3月

主任研究者 : 山縣 文治

連 絡 先 : 大阪市立大学 生活科学部 社会福祉学研究室

住 所 : 大阪市住吉区杉本3-3-138 (〒558-8585)

電話 06(6605)2847 ファックス 06(6605)2894

